

○保安林皆伐面積の許容限度の公表

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定に基づき、令和7（2025）年度における保安林及び保安施設地区内において皆伐による立木の伐採をすることができる面積の許容限度を次のとおり公表する。

令和7（2025）年6月2日

栃木県知事 福田 富 一

森 林 計 画 区 名	単 位 区 域 名	市郡町村名	立木伐採面積の許容限度（単位ha）					
			水 源 涵 養 保 安 林	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	防 風 保 安 林	干 害 防 備 保 安 林	保 健 保 安 林	計
那 珂 川	大 田 原 区	大田原市（狭原、小船渡、湯津上、佐良土、蛭畑、蛭田、新宿及び片府田を除く。）、那須塩原市（塩原、中塩原、上塩原、湯本塩原、関谷、金沢、宇都野、下大貫、上大貫、高阿津、下田野、遅野沢、臺沼、折戸、上横林、横林及び接骨木を除く。）及び那須郡那須町	338.44	47.35	0.10			385.89
同	那 珂 川 中 流 地 区	大田原市（狭原、小船渡、湯津上、佐良土、蛭畑、蛭田、新宿及び片府田に限る。）、那須烏山市、芳賀郡茂木町及び那須郡那珂川町	333.17	118.27		6.74	2.00	460.18
那 珂 川 鬼 怒 川	矢 板 地 区	矢板市、那須塩原市（塩原、中塩原、上塩原、湯本塩原、関谷、金沢、宇都野、下大貫、上大貫、高阿津、下田野、遅野沢、臺沼、折戸、上横林、横林及び接骨木に限る。）、さくら市及び塩谷郡	476.40	119.25	1.06	0.96		597.67
鬼 怒 川	鬼 怒 川 中 流 地 区	宇都宮市、真岡市、下野市（薬師寺、成田、谷地賀、下文狭、田中、仁良川、町田、祇園一丁目、祇園二丁目、祇園三丁目、祇園四丁目、祇園五丁目、緑一丁目、緑二丁目、緑三丁目、緑四丁目、緑五丁目、緑六丁目、本吉田、下吉田、別当河原、絹坂、花田、上坪山、下坪山、東根、磯部、上川島、中川島、上吉						

		田、三王山、三本木、田川及び延島に限る。）、河内郡上三川町及び芳賀郡（茂木町を除く。）	29. 19	34. 53		10. 92		74. 64
鬼 怒 川	今 市 地 区	日光市（上鉢石町、中鉢石町、下鉢石町、稲荷町一丁目、稲荷町二丁目、稲荷町三丁目、御幸町、石屋町、松原町、相生町、東和町、若杉町、宝殿、安川町、匠町、本町、山内、萩垣面、花石町、久次良町、清滝安良沢町、清滝和の代町、清滝桜ヶ丘町、清滝丹勢町、清滝中安戸町、清滝新細尾町、清滝町、清滝一丁目、清滝二丁目、清滝三丁目、清滝四丁目、細尾町、中宮祠、湯元、所野、七里、野口、和泉、山久保、日光、丹勢、南小来川、宮小来川、東小来川、中小来川、西小来川、滝ヶ原、足尾町本山、足尾町愛宕下、足尾町赤倉、足尾町南橋、足尾町深沢、足尾町上間藤、足尾町上の平、足尾町下間藤、足尾町掛水、足尾町向原、足尾町赤沢、足尾町松原、足尾町通洞、足尾町砂畑、足尾町中才、足尾町遠下及び足尾町を除く。）	983. 70	148. 58				1, 132. 28
同	日 光 地 区	日光市（上鉢石町、中鉢石町、下鉢石町、稲荷町一丁目、稲荷町二丁目、稲荷町三丁目、御幸町、石屋町、松原町、相生町、東和町、若杉町、宝殿、安川町、匠町、本町、山内、萩垣面、花石町、久次良町、清滝安良沢町、清滝和の代町、清滝桜ヶ丘町、清滝丹勢町、清滝中安戸町、清滝新細尾町、清滝町、清滝一丁目、清滝二丁目、清滝三丁目、清滝四丁目、細尾町、中宮祠、湯元、所野、七里、野口、和泉、山久保、日光、丹勢、南小来川、宮小来川、						

		東小来川、中小来川、西小来川及び滝ヶ原に限る。)	308.86	150.44				459.30
鬼 怒 川	足 尾 地 区	日光市（足尾町本山、足尾町愛宕下、足尾町赤倉、足尾町南橋、足尾町深沢、足尾町上間藤、足尾町上の平、足尾町下間藤、足尾町掛水、足尾町向原、足尾町赤沢、足尾町松原、足尾町通洞、足尾町砂畑、足尾町中才、足尾町遠下及び足尾町に限る。)	184.90	42.28				227.18
渡 良 瀬 川	黒 川 ～ 小 倉 川 地 区	栃木市（西方町金井、西方町金崎、西方町本郷、西方町本城、西方町真名子及び西方町元に限る。）及び鹿沼市	931.22	202.64				1,133.86
同	佐 野 地 区	足利市、栃木市（西方町金井、西方町金崎、西方町本郷、西方町本城、西方町真名子及び西方町元を除く。）、佐野市、小山市、下野市（薬師寺、成田、谷地賀、下文狹、田中、仁良川、町田、祇園一丁目、祇園二丁目、祇園三丁目、祇園四丁目、祇園五丁目、緑一丁目、緑二丁目、緑三丁目、緑四丁目、緑五丁目、緑六丁目、本吉田、下吉田、別当河原、絹坂、花田、上坪山、下坪山、東根、磯部、上川島、中川島、上吉田、三王山、三本木、田川及び延島を除く。）及び下都賀郡	397.09	143.99		2.00		543.08
計			3,982.97	1,007.33	1.16	20.62	2.00	5,014.08

（森林整備課）